領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４・５　略］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第11条の六関係）

［様式　別紙百四十　挿入］

第20号の５様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第４項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　略］

第二十一号の二様式（第十条関係）

［様式　別紙百四十一　挿入］

第22号の２様式記載要領

［１～３　略］

４　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の

領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４・５　同左］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第11条の六関係）

［様式　別紙百三十九　挿入］

第20号の５様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第４項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第７項若しくは第９項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は令和２年旧法附則第８条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　同左］

第二十一号の二様式（第十条関係）

［様式　別紙百四十一　挿入］

第22号の２様式記載要領

［１～３　同左］

４　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第５項、第９項若